

青森県報

第三千三百五号

平成二十二年
十月二十二日
(金曜日)

目次

規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則……………(林政課)…一

告 示

国定公園に関する公園事業の変更……………(自然保護課)…一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課)…二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課)…二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同)…二

道路の区域の変更……………(道路課)…二

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営支援課)…三

右 同……………(同)…三

建設業者の許可の取消し……………(中南地域局)…四

右 同……………(同)…四

右 同……………(西北地域局)…四

右 同……………(同)…四

右 同……………(上北地域局)…五

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部
訂正……………(事務局)…五

規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十九号

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則

青森県民有林野造林補助規則(平成十年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の青森県民有林野造林補助規則の規定は、平成二十二年度分の補助金から適用し、平成二十一年度分までの補助金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第六百九十八号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第九条第二項の規定により決定した下北半島国定公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の公園事業の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課及

びむつ市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

奥薬研園地事業（平成四年八月十二日青森県告示第五百四十二号で公示）の変更

変更後の公園事業の名称	位 置
奥薬研園地事業	むつ市（奥薬研）

青森県告示第六百九十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
西村整形外科医院	八戸市根城三丁目三三の一九	平成三・九・四

青森県告示第七百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者

氏名又は名称

主たる事務所の所在地又は住所

住所の種類

名称

住所

指定年月日

株式会社あつたかいご	弘前市大字城東中央四丁目一の五	訪問介護	株式会社あつたかいご	弘前市大字城東中央四丁目一の五	平成三・一〇・六
有限会社ほおずき	八戸市大字是川八戸道平一の一	訪問介護	ヘルパーステーションほおずき	八戸市是川四丁目三の三	三・一〇・四

青森県告示第七百一十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者

氏名又は名称

主たる事務所の所在地又は住所

介護予防サービスの種類

名称

住所

指定年月日

株式会社あつたかいご	弘前市大字城東中央四丁目一の五	訪問介護	株式会社あつたかいご	弘前市大字城東中央四丁目一の五	平成三・一〇・六
有限会社ほおずき	八戸市大字是川八戸道平一の一	訪問介護	ヘルパーステーションほおずき	八戸市是川四丁目三の三	三・一〇・四

青森県告示第七百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十一月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	名川階上線	三戸郡階上町大字晴山沢字天満下一の二から三戸郡階上町大字晴山沢字長根八の一まで		敷地の幅員	敷地の延長	備考		
後	前	後	前	後	前	後	前	備考
二六・三〇メートルまで	二二・一〇メートルから三七・七〇メートルまで	一六三・〇〇メートル	一六三・〇〇メートル					

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カプセーター神田店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
第一開発株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦雅秀

三 弘前市の意見の概要

1 増設した駐車場について、職員の通勤時、渋滞及び交通事故が予想されるため、事故防止等に配慮すること。

2 営業時間外は駐車場の出入口に施錠する等、駐車場が暴走族等の蜷集場所とならないような措置を講じること。
四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし
五 意見書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間 平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで

3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

APPRE103 ニブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンシテイ

東京都中央区八丁堀一丁目五の一

代表取締役 星山泰洙

三 青森市の意見の概要

店舗営業に伴う騒音及び冬季除雪作業に伴う騒音（特に夜間及び早期）については、騒音公害の未然防止に努められるとともに、苦情が寄せられた場合は誠意をもって解決に当たるよう求める。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 日生インテリア

二 氏名 村元 勝美

三 主たる営業所の所在地 中津軽郡西目屋村大字居森平字萩原二三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第二〇〇一四六号

五 取消年月日 平成二十二年九月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年七月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 共栄建設株式会社

二 代表者の氏名 佐藤 優子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤野二丁目九の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第三七一四号

五 取消年月日 平成二十二年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社野宮土建
- 二 代表者の氏名 野宮 ハル工
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市富泡町屏風山一〇の九五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第〇一〇九一〇号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、管、ほ装、しゅんせつ、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 金木材工業株式会社
- 二 代表者の氏名 久保 圭子
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野八四の二四八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一七五五三号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条

第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 ライトガイド
- 二 氏名 櫻田 耕一
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東十二番町七の三九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第五〇〇二八八号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十二年八月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

平成二十一年九月三十日青森県選挙管理委員会告示第七十四号(政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成二十二年十月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成20年分(1)政党の支部のア統括表自由民主党藤崎町支部の項中

	628,064	625,664
	246,590	246,590
	381,474	379,074
	278,445	211,500
	31,200	28,800
	35	33
	350,000	350,000
	274	274
	278,445	211,500
	278,445	211,500

を

に

(発行所・発行人)
 青森市長島二丁目一番一
 号
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町二丁目番七七
 号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭